# 信書便事業制度の概要

平成15年4月1日、「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、民間事業者による信書便事業への参入が可能となりました。

この信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便事業」があります。

#### 1 一般信書便事業

一般信書便役務を全国提供する条件で、全ての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の 事業です。

#### 一般信書便役務とは、

- (1) 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書を送達する役務
- (2) 国内において差し出された日から原則3日以内に信書を送達する役務



## 2 特定信書便事業

創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次に掲げる特定信書便役務のいずれかを充たす必要があります。

### 特定信書便役務とは、

(1) 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書を送達する役務



(2) 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務



(3) その料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(※)を超える信書を送達する役務



※ 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は1,000円、引受地又は配達 地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なる。